

土地譲渡契約書（案） 新旧対照表

「土地譲渡契約書（案）」について一部修正を行いましたので、下記のとおり新旧対照表にて修正箇所を示します。

頁数	修正後	修正前
1頁	<p>(契約保証金) 第4条第1項</p> <p>第4条 乙は、契約保証金として、金●円（売買代金の10%相当額）以上の金額を、甲が発行する納入通知書により、<u>【注：米原市の場合】仮契約締結日/【注：滋賀県の場合】契約締結日</u>までに甲に納付しなければならない。</p>	<p>(契約保証金) 第4条第1項</p> <p>第4条 乙は、契約保証金として、金●円（売買代金の10%相当額）以上の金額を、甲が発行する納入通知書により、契約締結日までに甲に納付しなければならない。</p>
7頁	<p>(仮契約) 第32条 【追加】</p> <p><u>(仮契約)</u></p> <p><u>第32条 本契約は、仮契約であって、米原市議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（平成17年米原市条例第44号）第3条の規定による議会の議決を得なければならないため、米原市議会の財産処分の議決があったときをもって本契約の成立とし、議決を得た旨を甲から乙へ別途通知するものとする。ただし、米原市議会の議決が得られなかったときは、本契約は無効となり、甲は損害賠償の責めを負わない。【注：米原市との契約にのみ記載】</u></p>	